

大臣認定番号について
(設備・構造・材料関係)

用語と根拠条文

用語		根拠条文	略記
防火区画等を貫通する管 (60分、45分、20分)		令第129条の2の5第1項第七号八	P S
部位	壁		W L
	床		F L
ホルムアルデヒド発散建築材料		-	M F
種別	F	令第20条の5第2項	2
	F	令第20条の5第3項	3
	F	令第20条の5第4項	N
遮煙性能を有する防火設備		令第112条第14項第二号	C A S
防火区画の自動閉鎖装置		令第112条第14項第一号	C A T
軸組壁倍率		令第46条第4項表1(八)	F R M
界壁の遮音構造		法第30条	S O I
指定建築材料(コンクリート)		法第37条第二号	M C O N

認定番号の付番方法

防火区画等を貫通する管

P S # # # # # - * * * *

構造種別 時間 部位 通算番号

ホルムアルデヒド発散建築材料

M F # - * * * *

種別 通算番号

その他の構造等

- * * * *

構造種別 通算番号